

鳴野橋架替事業に関する CM 業務委託に係る
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

鳴野橋架替事業に関する CM 業務委託
契約期間 契約日から令和 10 年 6 月 30 日

2 選定した委託予定事業者

八千代エンジニアリング株式会社 大阪支店

3 公募期間

令和 7 年 12 月 22 日(月)～令和 8 年 1 月 19 日(月)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1) 委員名簿(敬称略・順不同)

委員氏名	役職等
大石 哲	神戸大学 教授
藤原 直樹	追手門学院大学 教授
山口 隆司	大阪公立大学 教授

(2) 選定委員会の開催日

1 回目: 令和 7 年 11 月 21 日(金)、令和 7 年 11 月 28 日(金)

2 回目: 令和 8 年 3 月 13 日(金)、令和 8 年 3 月 18 日(水)

(3) 審査基準

① 資格審査基準

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考
参加表明書の経験及び能力	資格要件	技術部門登録 建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく、「都市計画及び地方計画部門」、「施工計画、施工設備及び積算部門」、「鋼構造及びコンクリート部門」、「河川、砂防及び海岸・海洋部門」、「土質及び基礎部門」、「道路部門」のいずれかの登録を受け、令和5～7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たしていること。）	
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の業務実績の内容	平成27年度以降に完了した、次に示す「規定業務」について、元請けとして、官公庁発注による業務実績を有していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務」を有していること） 【規定業務】 建設事業におけるPM（プロジェクトマネジメント）業務又は、CM（コンストラクションマネジメント）業務を元請として契約および履行した実績があること。ただし、当該業務の内容に「リスクマネジメントに関する業務」を含むこと。	様式-2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件 技術者の資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当すること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」、「施工計画、施工設備及び積算」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「土質及び基礎」、「道路」）とするものに限る）とするもののいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「建設一般」並びに「都市及び地方計画」、「施工計画、施工設備及び積算」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「土質及び基礎」、「道路」）に合格し、同法による登録を受けている者。）とするものに限る）とするもののいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM（「都市及び地方計画」、「施工計画、施工設備及び積算」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「土質及び基礎」、「道路」）のいずれかの資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する

	専任技術者	専門技術力	<p>過去10年間の規定業務の実績内容</p> <p>平成27年度以降に完了した、次に示す「規定業務1、2」の両方又は「規定業務1」について、元請けの技術者として官公庁発注による業務実績(※)を有していること。</p> <p>なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。</p> <p>【規定業務】</p> <p>1. PM(プロジェクトマネジメント)又は、CM(コンストラクションマネジメント)業務の実績</p> <p>2. 土木工事の設計または工事監督支援業務の実績</p> <p>※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。</p>	様式-5を審査する
		専任性	<p>手持ち業務の金額及び件数</p> <p>全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。</p>	様式-4を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	主任技術者	資格要件	<p>技術者の資格、その専門分野の内容</p> <p>次のア～エのいずれかに該当すること。</p> <p>ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「都市及び地方計画」、「施工計画、施工設備及び積算」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「土質及び基礎」、「道路」)とするものに限る)とするものいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「建設一般」並びに「都市及び地方計画」、「施工計画、施工設備及び積算」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「土質及び基礎」、「道路」)に合格し、同法による登録を受けている者。)とするものに限る)とするものいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。(ただし、国土交通大臣(旧建設大臣)が同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。)</p> <p>エ. RCCM(「都市及び地方計画」、「施工計画、施工設備及び積算」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「土質及び基礎」、「道路」)のいずれかの資格を有し、登録を受けている者。</p>	様式-4を審査する
		専門技術力	<p>過去10年間の規定業務の実績内容</p> <p>平成27年度以降に完了した、次に示す「規定業務1、2」の両方又は「規定業務1」について、元請けの技術者として官公庁発注による業務実績(※)を有していること。</p> <p>なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。</p> <p>【規定業務】</p> <p>1. PM(プロジェクトマネジメント)又は、CM(コンストラクションマネジメント)業務の実績</p> <p>2. 土木工事の設計または工事監督支援業務の実績</p> <p>※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。</p>	様式-5を審査する

	専任性	<p>手持ち業務の金額及び件数</p> <p>全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。</p>	様式-4を審査する
業務実施体制	その他留意事項	<p>担当技術者の人数は、少なくとも1人以上配置することを想定しているものであり、2人以上の技術者の配置を妨げるものではない。</p>	
	業務実施体制の妥当性	<p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再委託の内容が主たる部分の場合。(※) 業務分担構成が、不明確又は不自然な場合。 共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 <p>※主たる部分とは、本業務における印刷などの軽微な業務を除く業務とする。</p>	様式-3を審査する

② 技術提案書評価基準

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(i) 評価要領および評価表

(1) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。
 評価は①～⑯の項目毎にA、A'、B、B'、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して
 100点満点(小数点第2位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

(計算方法)

Aの場合は、配点×5/5点 Bの場合は、配点×3/5点
 A'の場合は、配点×4/5点 B'の場合は、配点×2/5点 Cの場合は、0点

特定 テーマ1	内容	鴨野橋架替事業は、出水期の施工制限により8年を超え、事業が長期化する。また、工事に伴う騒音や振動等、社会的影響が非常に大きい事業である。工事に際し様々な関係機関との協議・調整も必要であり、さらに、施工場所は民家に近接していることから生活環境への配慮も必要である。 そこで、これらの要素を踏まえた上で、遅滞がないように事業管理を円滑に進めていく上での課題や留意点を挙げる。また、その検討プロセスについて提案を求める。 ただし、交通規制に関することを除くこと。
特定 テーマ2	内容	鴨野橋架替事業は、府道石切大阪線の交通規制の実施が不可欠であるが、当該道路は交通量の多い道路であるため、工事に伴う交通規制を実施することは社会的影響が非常に大きい。そのため、交通影響対策について関係機関と協議・調整を密に進めていく必要がある。 そこで、これらの要素を踏まえた上で、架替工事実施に際し交通処理を円滑に進めていく上での課題や留意点を具体的に挙げる。また、その検討プロセスについて提案を求める。

(評価シート)

評価シート							
評価項目	評価の着眼点	項目別	配点		備考		
			複数時 配分	項目別 配分			
経歴及び能力 配置予定技術者の	管理 技術者	過去10年間の規定業務の実績	20	10	①		
					専任性(他の業務との兼任状況)	②	
	主任 技術者	過去10年間の規定業務の実績		10	③		
					専任性(他の業務との兼任状況)	④	
I・実施方針・実施フロ 工程表・その他	業務の 理解度	目的、条件、内容の理解	20	5	5	⑤	
	業務実施手順 (フロー・工程 表)	実務手順の妥当性			10	5	⑥
		業務量の把握、人員配置の妥当性					5
その他	重要事項の指摘	5	10	⑧			
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	60	30	5	⑨	
					キーワードの網羅	5	⑩
		実現性			説明力、提案内容の裏付けがあるか	10	⑪
		効率性			効率的な提案があるか。	10	⑫
	特定テーマ2	的確性		課題の理解度	30	5	⑬
				キーワードの網羅			5
		実現性		説得力、提案内容の裏付けがあるか		10	⑮
		効率性		効率的な提案があるか。		10	⑯
合計(100点満点)				100			

(ii) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点			A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	管理技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	管理技術者が規定業務1のみの実績を有している	—	—	①
		専任性	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満	②
	主任技術者	専門技術力	主任技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	主任技術者が規定業務1のみの実績を有している	—	—	③
		専任性	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満	④

(iii) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考	
業務方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	目的、条件、内容の理解が十分とは言えない。	⑤	
	業務実施手順（フロー・工程表）	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、非常に実効性のある工程である。	—	左右に該当しない	—	業務の実施手順が十分とは言えない。	⑥
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量の把握、人員配置が妥当である。	—	左右に該当しない	—	業務量の把握、人員配置が、十分とは言えない。	⑦
	その他	重要事項の指摘	請時点で示し落とした重要事項の指摘があり、対応策が提案されている	—	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がある	—	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がない	⑧
特定テーマ1に対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑨
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない。	⑩
	実現性	説得力があるか	提案内容に具体性及び説得力があり、実現性に対する理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	提案内容に具体性がない。	⑪
	効率性	効率的な工夫があるか	効率的な提案があり、説得力がある。	—	左右に該当しない	—	効率的な提案が見られない。	⑫
特定テーマ2に対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑬
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満記載されている	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない。	⑭
	実現性	説得力があるか	提案内容に具体性及び説得力があり、実現性に対する理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	提案内容に具体性がない。	⑮
	効率性	効率的な工夫があるか	効率的な提案があり、説得力がある。	—	左右に該当しない	—	効率的な提案が見られない。	⑯

(4) 審査を行った事業者(五十音順)

株式会社 建設技術研究所

八千代エンジニアリング株式会社 大阪支店

(5) 審査の結果

	評価項目	評価の基準	ア社		イ社	
			評価	点数	評価	点数
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	規定業務	A	5	A	5
		専任性	A	5	C	0
	主任技術者	規定業務	A	5	B	3
		専任性	A	5	A	5
実施方針・工程表 その他	業務の理解度	目的・条件・内容の理解	B	3	A	5
	業務実施手順	実務手順の妥当性	A	5	A	5
		業務量・人員配置の妥当性	C	0	B	3
	その他	重要事項の指摘	A	5	B	3
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	業務の理解度	A	5	B	3
		キーワード網羅	B	3	A'	4
		説得力・提案内容の裏付け	A	10	A	10
		効率的な提案	A	10	A	10
	特定テーマ2	業務の理解度	A	5	A	3
		キーワード網羅	B	3	B	3
		説得力・提案内容の裏付け	A	10	A	10
		効率的な提案	A	10	A	10
合計			89		82	